

# 青森県報

号外第九十号

令和五年  
十二月十五日  
(金曜日)

## 目次

訓令 ○技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…(人事課)…

### 訓

### 令

青森県訓令甲第十六号

庁中一般  
出先機関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮下 宗一郎

#### 技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の九十五」を「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」に改める。

附則第六項中「204,700」を「205,700」に、「215,200」を「216,200」に、「223,200」を「224,200」に、「235,200」を「236,200」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条、附則第六項関係)

#### 技能職等給料表

職員の 区分	職務 の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
号給	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	167,000	217,600	239,800	275,500	311,900
	20	169,000	218,500	239,800	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,500
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,800
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200



65		23	53	58	別表第六中	定年前任用期間勤務職員
65	50		53	58		
65	51	に、	54	58		
66	52		54	58		
66	53	34	54	59		
66	53	35	54	59		
66	54	36	55	59		
67	54	37	55		46	
67	54	38	55	を	46	
67	55	39	55		47	
67	55	40	55		47	
67	55	41		45	48	
68	56	41		46	48	
68	56	42	に、	46	49	
68	56	42		46	49	
68	57	43		47	50	
68	57	43	18	47	50	
68	58	44	19	47	51	
69	58		20	48	51	
69	59	を	21	48	52	
69	59		21	48	52	
69	60	33	22	49	53	
69	60	34	22	49	53	
69	61	34	23	49	54	
70	61	35	23	50	54	
70	61	35	24	50	55	
70	62	36		50	55	
70	62	36	を	51	56	
70	62	37		51	56	
70	63	38	17	51	56	
70	63	39	18	52	56	
71	63	40	18	52	56	
71	63	41	19	52	57	
71	64	42	19	52	57	
71	64	43	20	52	57	
	64		20	53	57	
	65	に、	21	53	57	
	65		22	53	58	
						194,600 円
						205,700 円
						224,200 円
						円
						円

別表第七中	38	37	27		63	
	38	38	27	10	63	49
	38	38	28	11	63	50
	38	38	を	12	64	50
	38	38		13	64	51
	38	38	21	13	64	51
	38	39	22	14	65	52
	39	39	22	14	65	52
	39	39	23	15	65	53
	39	39	23	15	65	53
			24	16	66	54
			24		66	54
			25	を	66	54
			25		67	55
		33	26	9	67	55
	34	26	10	67	55	
	34	27	10	67	56	
	34	27	11	67	56	
	34	27	11	67	56	
	35	に、	12	67	56	
	35		12	67	57	
	35		13	67	57	
	35		14	67	57	
	35		14	67	57	
	35	34	15	67	57	
	36	34		67	58	
	36	34	に、	67	58	
	36	35		67	59	
	36	35		67	59	
	36	36	22	67	59	
	36	36	23	67	60	
	37	36	24	67	60	
	37	36	25	67	60	
	37	37	25	67	61	
	37	37	26	67	61	
	37	37	26	67	62	
	38	37	26	67	62	
	38	37	27	に、	62	
					62	

に、

25
26
27
28
30
32
34

を

26
28
30
32
33
34
35

に、

45
46
47
48
49
50
51
52
54
56
58

を

に、

46
48
50
52
53
54
55
56
57
58
59

に、

65
66
67
68
71
74
77
80
82
84
86
88
91
94
97
100
105
110
115
121
127
133

を

66
68
70
72
75
78
81
84
87
90
93
96
99
102
105
108
112
116
137
137
137

に、

45
46
47
48
51
54
57

を

に、

46
48
50
52
54
56
58

に、

71
74
77
80
87
94

を

72
76
80
86
92
98

に改める。

第二条 技能職員等の給与に関する規程の一部を次のように改正する。  
 第八条中「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」を「百分の九十七・五」に改める。

別表第四中

1級17号給
1級5号給
1級5号給
1級1号給

を

1級21号給
1級9号給
1級9号給
1級5号給

に改める。

附則

(施行期日等)

- この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（令和五年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 令和五年四月一日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、知事の定めるところによる。

（施行日から令和六年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

- 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の日における号給又はその受ける号給に異動の日における号給については、当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与（技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十一年三月青森県訓令甲第九号。以下「平成二十一年改正訓令」という。）附則第七項及び第八項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成二十一年改正訓令附則第七項及び第八項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（施行事項）

- 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
-----------------------------------	---	-------------------------------